

リスク管理

● リスク管理の基本原則

金融の自由化、グローバル化、ならびにIT技術の飛躍的な向上等により、ビジネスチャンスが拡大していくなかで、銀行が直面するリスクはますます多様化、複雑化しています。そして、銀行経営においては、リスクの把握とコントロールが従来にも増して重要になってきています。

当行は、リスク管理に関して踏まえるべき基本的事項を「リスク管理規程」として定め、このなかで「戦略目標と業務形態に応じて管理すべきリスクの所在と種類を特定したうえで、「連結ベースで管理する」「計量化に基づく管理を行う」「業務戦略との整合性を確保する」「牽制体制を整備する」「態勢の検証を行う」という方針に則り各リスク特性に応じた適切な管理を実施する」といふ「基本原則」を定めています。

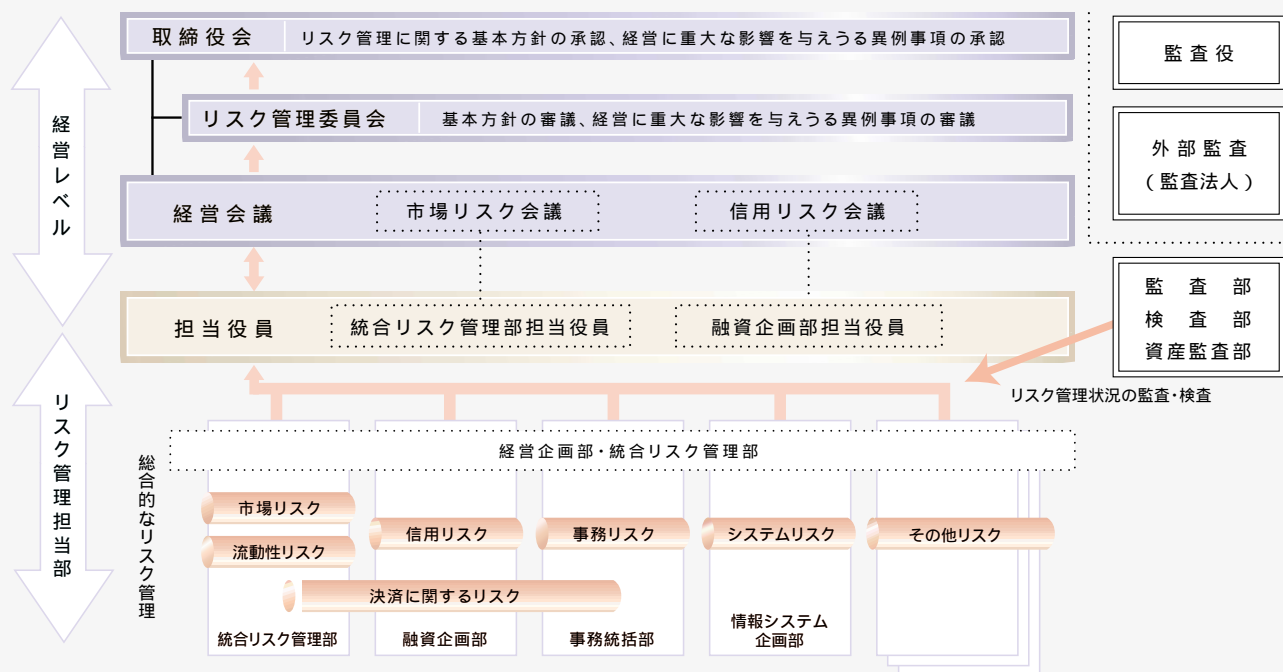
● リスク管理体制

当行では、管理すべきリスクの種類を(1)信用リスク、(2)市場リスク、(3)流動性リスク、(4)事務リスク、(5)システムリスク、(6)その他リスク(決済に関するリスク、法務リスク、レピュテー

ショナルリスク等)に分類し、各部署が各々の所管に応じて適切に管理を実施しています。前記の(1)から(5)および決済に関するリスクについては、特にリスクの管理担当部署を定め、リスクカテゴリーごとに、その特性に応じた管理を実施します。さらに、これらのリスクを総合的に管理する観点から、各業務部門から独立した「統合リスク管理部」を設置し、経営企画部とともに、各リスクを網羅的、体系的に管理することとしています。

また、リスク管理の重要性に鑑み、取締役会を頂点とした管理体制を構築しています。具体的には、各リスクの管理担当部署が「リスク管理の基本方針」を策定し、経営会議で決裁を行ったうえで、取締役会内に設置されている「リスク管理委員会」の審議を経て、取締役会で決定を行う体制をとっています。経営会議、担当役員、所管部長等は、決定された基本方針に基づいてリスク管理を行い、各リスク管理担当部署はこれを統括していきます。

また、特に市場リスク・流動性リスクおよび信用リスクに関しては、経営会議において、経営会議の構成役員と各リスク管理に関連する部長から構成される「市場リスク会議」「信用リスク会議」を開催し、リスク管理に関する業務執行上の意思決定体制の強化を図っています。



● リスク管理の方法

各リスクの管理担当部署は、定期的かつ必要に応じて随時、各リスクカテゴリーの管理の基本方針を見直し、適時、適切な方針に則った管理を実施することとしています。

また、総合的な観点から、リスクとリターンのバランスをとった管理を実現し、かつ十分な健全性を確保するために、経営管理制度の一環として、信用・市場・事務・システムの各リスクについて、当行の経営体力(自己資本)の範囲で、業務戦略に応じた効果的な資本配分を行って「リスク資本による管理」を導入しました。特に、信用・市場リスクのカテゴリーにおいては、期中にとりうるリスク資本の最大値を「リスク資本極度」として定め、必要に応じて「リスク資本極度」の範囲でリスク資本ガイドラインを設定し、リスク管理を行っています。流動性リスクについては、資金ギャップおよび資金繰り計画の枠組みによる管理を行っており、その他のリスクカテゴリーにおいてもそれぞれの特性に応じた管理を行っています。

リスク管理の枠組みとリスクカテゴリーの関係

枠組み	カテゴリー
リスク資本による管理	信用リスク
	市場リスク
	バンキングリスク
	トレーディングリスク
	政策投資株式リスク
	その他市場関連リスク
	事務・システムリスク
資金ギャップ/ 資金繰り計画	流動性リスク
	その他リスク (決済に関するリスク・法務リスク等)

信用リスク

信用リスクとは、「与信先の財務状況悪化等のクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし滅失し、損失を被るリスク」をいいます。

さらに、海外向け与信については、信用リスクに隣接するリスクとして、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等の変化により損失を被るカントリーリスクがあります。

信用リスクは銀行が保有する最大のリスクであり、信用リスクの管理が不十分であると、リスクの顕在化に伴う多額の損失により銀行経営に甚大な影響を及ぼしかねません。

信用リスク管理の目的は、このような事態を回避すべく、信用リスクを自己資本の許容可能な範囲内にコントロールし、銀行の資産の健全性を維持するとともに、リスクに見合った適正な収益を確保することによって、資本効率や資産効率の高い与信ポートフォリオの構築を実現することにあります。これにより、銀行の公共的使命を果たしつつ、ステークホルダーの利益に貢献します。

● クレジットポリシー

当行では、平成13年4月の新銀行発足と同時に、経営理念、行動規範を踏まえ与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定しました。

このクレジットポリシーの理解と遵守を広く役職員に促し、行内で徹底を図ることにより、平成13年1月に第2次改正案が公表されたBIS自己資本比率規制や金融庁「金融検査マニュアル」等を踏まえグローバルスタンダードの信用リスク管理を追求します。

信用リスクの評価と計量化

個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体の信用リスクを適切に管理するため、すべての与信に信用リスクが存在することを認識し、行内格付制度によって与信先、案件ごとの信用リスクの程度を適切に評価するとともに信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

行内格付制度

行内格付制度は、与信先の債務履行の確実性を示す指標である「債務者格付」と与信の回収の確実性を示す指標である「案件格付」により構成されます。「案件格付」は、債務者格付をもとに、案件ごとの保証、与信期間、担保等の取引条件を勘案して設定されます。さらに、海外については、各国の政治・経済情勢、国際収支・対外債務負担状況等の分析に基づいて国別の信用力の程度を示す指標である「カントリーランク」を加えて構成されます。

なお、自己査定については債務者格付の下位格付決定プロセスとして位置付け、格付体系のなかで整合性を確保しています。

信用リスク計量化

信用リスクの計量化とは、与信先のデフォルト(債務不履行)の可能性に加え、特定の与信先・業種等へのリスク集中状況、不動産・有価証券等の担保価格の変動等が損失額に与える影響も勘案のうえ、与信ポートフォリオあるいは個別与信の信用リスクの程度を推量することをいいます。

具体的な手法としては、債務者ごと、与信案件ごとに過去のデータの蓄積(データベースの構築)を行い、格付推移確率、回収率等のパラメータを設定することによって、ポートフォリオ全体の損失額の確率分布(どれくらいの確率でどれくらいの損失があるのか)を求め、将来の損失可能性の程度を算出しています。

1万回程度のシミュレーションによりポートフォリオのリスク分散効果や集中リスクを把握するとともに、信用リスク計量結果を、経営計画の策定から個別与信のリスク評価の基準まで幅広く業務の運営に活用しています。

債務者格付			自己査定の債務者区分	案件格付	金融再生法に基づく開示債権区分(国内)			
格付	細区分	定義		格付				
1	a	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先	S				
	b							
	c							
2	a	債務履行の確実性は高い水準にある。				A	a	正常債権
	b							
	c							
3	a	債務履行の確実性は十分にある。				B	a	
	b							
	c							
4	A	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。				C	A	
	B							
	C							
5	A	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とはいえず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	A	A				
	B							
	C							
6	A	債務履行は現在問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来、債務履行に問題が発生する懸念がある。	B	B				
	B							
	C							
7	A	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。 (うち要管理先)	C	C	要管理債権			
	B							
	C							
8	A	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	A		危険債権			
	B							
	C							
9	A	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況であると認められる等実質的に経営破綻に陥っている。	B		破産更生債権及びこれらに準ずる債権			
	B							
	C							
10	A	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	C					
	B							
	C							

● 個別与信管理の枠組み

融資審査

融資にあたっては、まず、お取引先の借入返済能力や成長性を見極めるため、キャッシュ・フロー分析などの財務分析をはじめ、業界の動向、技術開発力や商品等の競争優位性、経営管理能力など、定量と定性の両面から総合的な分析・評価を行っています。また、貸出案件の資金使途、返済計画、担保条件などの妥当性も検証したうえで、当行のクレジットポリシーに合致していること、キャッシュ・フローによる返済の可能性が十分であること、リスクに見合った適正なリターンを確保できることなどを与信採り上げの要件として、的確かつ厳正な与信判断に努めています。

また、稟議・審査のプロセスを行内ネットワーク上で電子化・標準化した「与信稟議システム」を導入し、与信判断水準の向上と融資審査の効率化・迅速化に努めています。

債務者モニタリング

融資案件の審査に加えて、「債務者モニタリング制度」を導入し、経常的な債務者の実態把握を前提に債務者格付と自己査定の見直しを行い、与信実行後の問題発生の前兆をいち早くとらえ、早期かつ適切な対応に努めています。具体的には、与信先から新しい決算書を入手した段階で定期的に行う「決算モニタリング」と、その他の信用状況・与信状況の変動等に応じて都度行う「経常モニタリング」を、それぞれ以下のプロセスで実施しています。

与信ポートフォリオ管理の枠組み

個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオとしての健全性と収益性の中長期的な維持・改善を図るため、以下を基本方針とした管理を行っています。

1. 自己資本の範囲内での適切なリスクテイク

定期的な信用リスクの計量化を通じて信用リスク資本を把握したうえで、自己資本対比許容可能な範囲内にコントロールするために、内部管理上の信用リスク資本の限度枠を設定し、その範囲内で適切なリスクテイクに努めています。

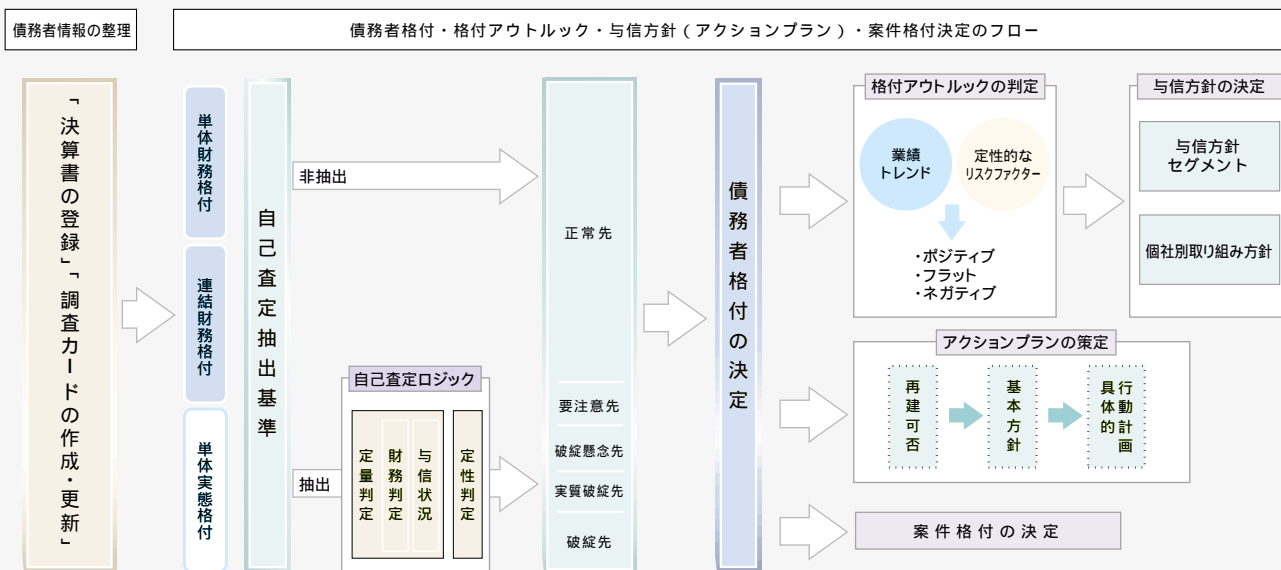
2. 集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に銀行の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、過度にリスクが集中している業種向けの与信抑制、大口与信先ないしはグループに対する重点的なローンレビューの実施等を行っています。

また、国ごとの信用力評価に基づいた国別の与信枠を設定し、カントリーリスクの管理を実施しています。

3. リスクに見合ったリターンの確保

信用リスクに見合った適正なリターンを確保することを原則とし、信用コスト・資本コスト・経費控除後損益ベースの経営管理指標であるSMVA(Sumitomo Mitsui Value Added)に則ったリスク/リターン運営や信用リスク計量化に基づいたプライシングを実施しています。



4. 問題債権の圧縮

問題債権あるいは今後問題が顕在化する懸念のある債権については、さらなる劣化による損失の発生・拡大の懸念が相対的に高いため、ローンレビューによる対応方針・アクションプランの明確化、回収・保全強化策の実施等、問題債権の早期圧縮に努めています。

5. アクティブ・ポートフォリオマネジメントへの取り組み

与信先とのリレーションシップを基盤にした与信採り上げ時のコントロールに加え、新設のポートフォリオマネジメント部が中心となり、クレジットデリバティブや貸付債権証券化等の市場を活用した取引手法によって、機動的なポートフォリオコントロールに積極的に取り組んでいきます。

● 信用リスク管理体制

信用リスク管理体制としては、コーポレートスタッフ部門の融資企画部が、クレジットポリシーの制定、行内格付制度・信用リスク計量化手法の企画・立案、与信権限規程・稟議規程等の与信企画、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リ

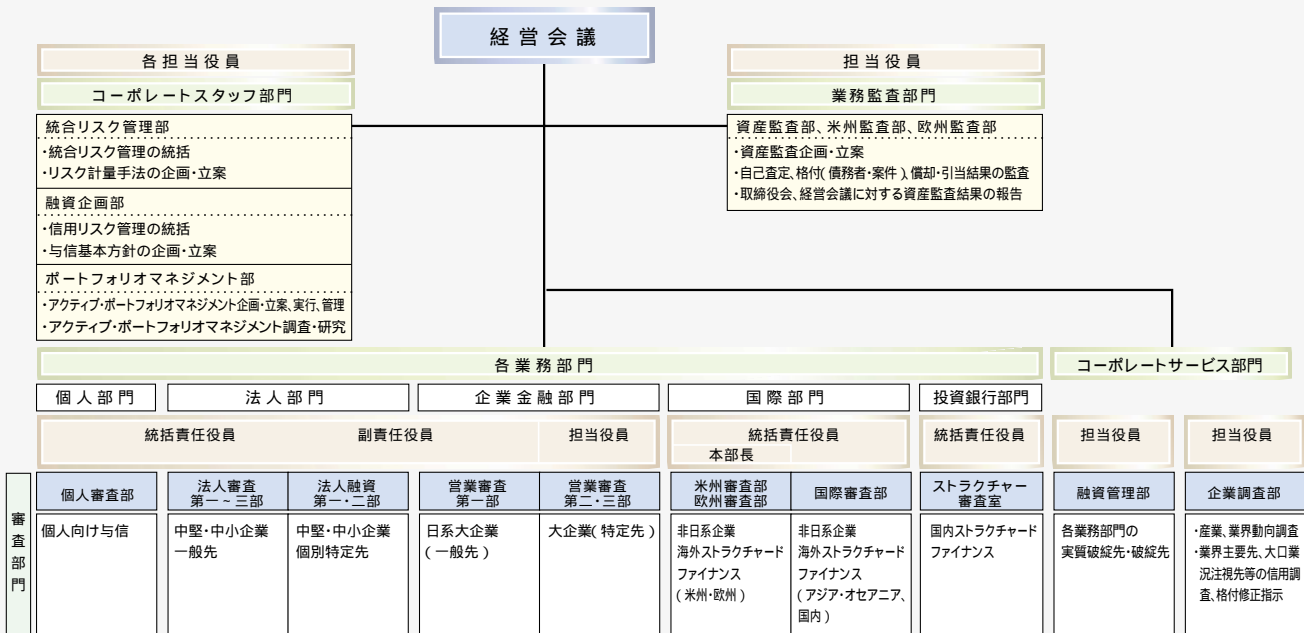
スクを統合的に管理しています。

また、コーポレートサービス部門の企業調査部では、産業、業界に関する調査や個別企業の調査等を通じ、主要与信先企業の実態把握、信用悪化懸念先の早期発見、成長企業の発掘等に努めています。

さらに、各業務部門内に「審査部」を設置し、所管与信案件の審査、所管ポートフォリオの管理等を行っています。また、与信権限は、格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件についても審査部が重点的に審査・管理を行っています。

破綻あるいは実質的に破綻した企業については、原則として融資管理部に所管を集中して不良債権の早期回収処理に努めています。

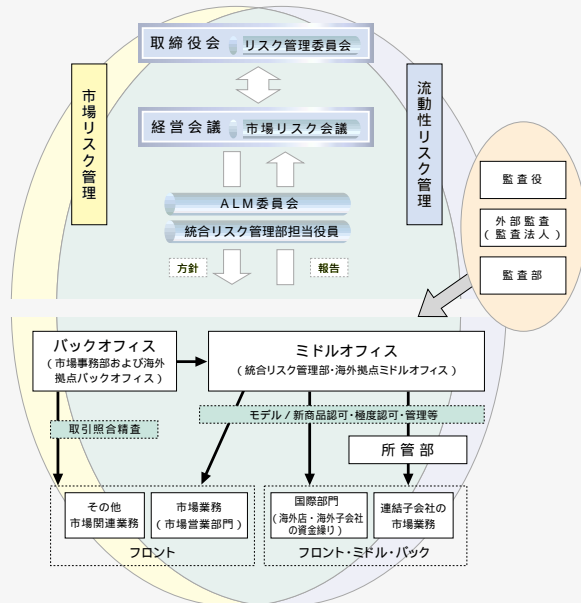
各業務部門、コーポレートスタッフ部門から独立した形で、「資産監査部」「米州監査部」「欧州監査部」を設置し、資産内容の健全性や格付・自己査定 of 正確性、与信運営状況等の監査を行い、取締役会、経営会議等に監査結果の報告を行っています。



市場リスク・流動性リスク

●市場リスク・流動性リスク管理体制

当行では、市場取引を行う業務部門から独立した権限を持つ統合リスク管理部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しており、経営陣に対して、行内の電子メールによりリスク状況を日次で報告しています。また、万が一の事務ミスや不正取引による取引情報の操作を防ぐためには、取引を行う業務部門（フロントオフィス）への牽制体制の確立が重要です。当行では、業務部門に対するチェック機能が事務部門（バックオフィス）と管理部門（ミドルオフィス）の双方から働くように配慮しています。包括的な内部監査についても、行内の独立した業務監査部門が定例的に実施しています。さらに、高度な金融サービスを提供し、十分なリスクコントロールを実施するため、先進的な金融理論や技術の吸収に努めるとともに、デリバティブの業務知識と多様なポートフォリオ管理の能力を持つ人材の確保・育成に努めています。



●市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクをいいます。

市場リスクを統合して管理するためにはVaR（バリュー・アット・リスク）手法が有効です。VaRとは一定の確率の下で被る可

能性のある予想最大損失額のことです。当行のVaRモデルは、過去1年間のデータに基づいた市場変動のシナリオを1万通り作成し、損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する方法（モンテカルロシミュレーション）を採用しています。この方法は、オプションリスクを伴う商品のリスク測定に優れており、活発なトレーディング業務に対するVaRを算出するうえで極めて有効な手法です。

また、市場リスクを要因別に見ると、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなどに分類できます。当行では、これらのリスクカテゴリーごとにBPV（ベース・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの損益変化）など、実際に業務で使用している指標を用いたきめ細かなリスク管理をVaRと併用して行っています。

当行では、経営戦略に基づいて設定された市場リスク資本極度と整合的かつ保守的にVaRの総量枠（ガイドライン）を設定しています。また、VaRの値が市場の急変などによりガイドラインを超過する恐れがある場合には、臨時ALM委員会を開催するなど、対応策を事前に協議する態勢をとっています。さらに、市場部門以外が保有する政策投資株式などの市場リスク、主要子会社が保有する市場リスクについても統合リスク管理部が一元管理しており、定期的にVaRを算出し、取締役会や経営会議において経営陣に報告しています。

平成12年度の旧さくら・旧住友銀行それぞれの特定取引（トレーディング）勘定における各グループ連結ベースのVaRは次のとおりです。

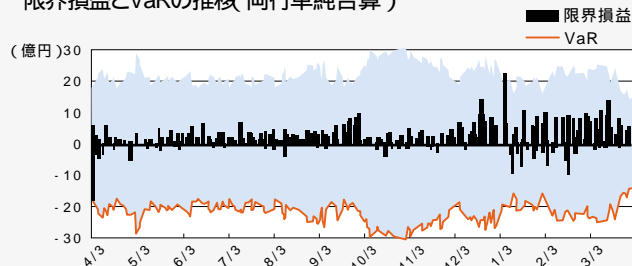
VaRの状況

（単位：億円）

トレーディング	最大	最小	平均	期末日
旧さくら銀行	21	7	13	7
旧住友銀行	16	3	9	7

（保有期間1日、片側信頼区間99.0%のVaR）

限界損益とVaRの推移（両行単純合算）

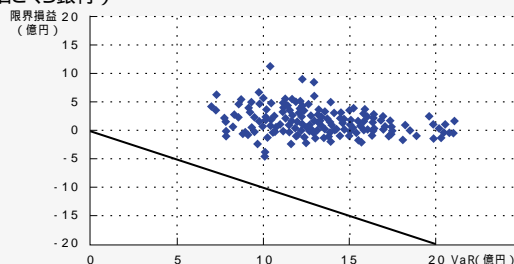


市場は時に予想を超えた変動を起こすことがあります。このため、市場リスク管理においては、数年に一度起こるかどうかの事態を想定したシミュレーション(ストレステスト)も重要です。当行では定期的にストレステストを行い、不測の事態に備えています。

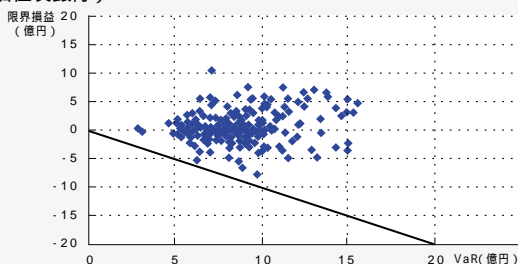
当行が採用している内部モデル(VaRモデル)は、監査法人の監査を受け、適正と評価されていますが、さらに、モデルの信頼性を検証する手段として、モデルから算出されたVaRと損益との関係を検証するバックテストを実施しています。平成12年度の旧さくら・旧住友銀行の特定取引勘定におけるバックテストの結果はそれぞれ下図のとおりです。

バックテストの状況

(旧さくら銀行)



(旧住友銀行)



グラフ上を斜めに走る線よりも点がある場合は、当日予測したVaRを上回る損失が発生したことを表しますが、ここでは損失はすべて予測したVaRの範囲内に収まっており、VaRモデル(片側信頼区間99.0%)が十分信頼性を有していることを示しています。

また、当行では市場リスクを統合管理するVaRに加え、円貨バンク勘定において、マチュリティーラダー等を利用したギャップ分析、EaR(アーニングス・アット・リスク)等の計測を実施しています。EaRとは、金利などの外部環境が不利な方向に動いた場合に、ある一定期間に一定の確率で起こる期間損益(金利差益)ベースでの予想最大変動額を示すものです。施策立案や業務計画管理については期間損益ベースで行われてお

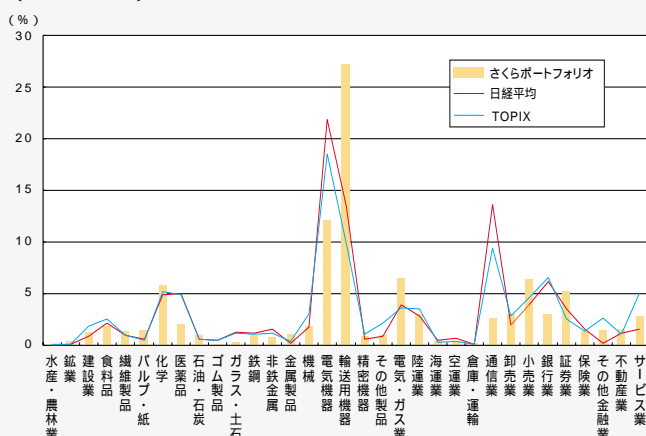
り、当行ではVaR管理を補完する観点から、新規に発生する預貸金などの取り組みを助産したうえで、モンテカルロシミュレーションにより生成した1,000通りの金利シナリオを用いてEaRを計測し、期間損益ベースのリスク量の把握を行っています。

政策投資株式の保有については、平成13年度から時価会計が導入され、株価変動が財務に大きく影響することになります。当行では、財務体質を強化するため、政策保有の株式を経営体力に応じた適正規模にするとともに、株価変動リスクを適切に管理・運営していくことが経営上の重要事項であるという認識のもと、そのマネジメントに取り組んでいます。

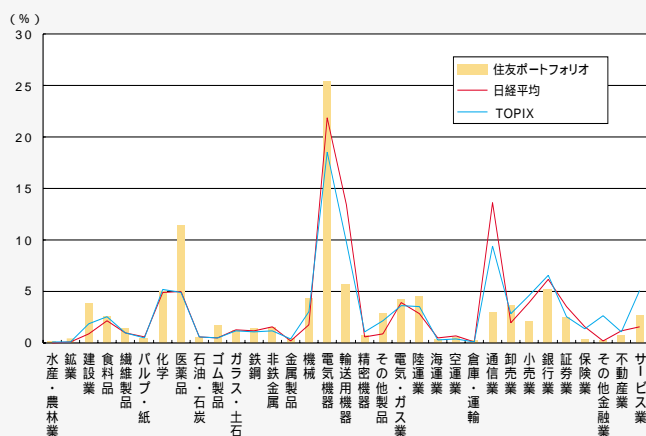
具体的には、保有する政策投資株式全体をポートフォリオとしてとらえ、リスク量としてVaRにより予想される最大損失と期中の損益実績の合計をリスク資本額に収め、自己資本に対して適切な規模にコントロールするようマネジメントしています。

上場株式ポートフォリオ業種別構成比率(時価ベース、平成13年3月末)

(旧さくら銀行)



(旧住友銀行)



●流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障を来したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスクをいいます。

当行では、流動性リスクを重要なリスクの一つとして認識しており、「資金ギャップに対する極度・ガイドラインの設定」「流動性補完体制」および「コンティンジェンシープランの策定」のリスク管理の枠組みにそって、短期の資金繰りにおいて市場性調達に過度に依存しないように適切な管理を行っています。

日々のリスク管理では、資金ギャップ極度・ガイドラインの管理を行うことで流動性リスクが極度に累増することを回避しているほか、緊急時に対応して、資金ギャップ極度・ガイドライン圧縮などのアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランをあらかじめ策定しています。また、万一の市場混乱時にも取引の遂行に支障を来さないよう、米国債など即時売却可能な資産の保有や緊急時借り入れ枠の設定等、調達手段を確保しており、外貨流動性の管理にも万全の態勢を期しています。

事務リスク

事務リスクとは、「役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」です。

当行では、「事務管理規程」において、事務に係る基本的指針を、「事務運営および事務処理に係るリスクとコストを把握し、これらを適切に管理すること」「事務品質を向上させ、お客さまに対して質の高いサービスを提供すること」と定め、行内体制を整備しています。

さらに、本規程に則り、事務リスク管理の基本的指針を「事務リスク管理規則」に定めています。本規則では、行内を「事務統括部署」「事務規程所管部署」「事務運営所管部署」「事務執行部署(主に営業部店)」「内部監査所管部署」「お客さまサービス部署」の6つの部署に分けて事務リスクを管理する体制をとり、取締役会において毎年、事務運営の状況を踏まえて管理方針を決定することとしています。また、事務統括部署である事務統括部内に専担のグループを設置し、グループ会社も含めた管理強化に取り組んでいます。なお、当行では、事務リスクをリスク資本による管理の対象とし、平成13年度は計量化結果等をベースに、自己資本の一定割合をリスク資本として割当を行っています。

決済に関するリスク

決済に関するリスクとは、「決済が予定どおりできなくなることで損失を被るリスク」です。

本リスクは、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の複数のリスクで構成されることから横断的に管理する必要があります。このため、当行では事務統括部が取りまとめる部署となり、信用リスク所管部である融資企画部、流動性リスク所管部である統合リスク管理部と共同で管理態勢を整備しています。

今後は、外国為替決済に伴うリスクを削減するため、CLS (Continuous Linked Settlement) 決済に参加するなど、リスク管理に積極的に取り組んでいきます。

システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムの停止や誤作動、不正利用等により損失を被るリスク」です。

当行では、システムリスク管理の基本方針、セキュリティポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定め、システムリスク管理体制を整備し、適切なリスク管理を実施しています。具体的な管理運営方法として、金融庁「金融検査マニュアル」(財)金融情報システムセンター(FISC)「安全対策基準」等を参考にリスク評価を実施し、リスク評価結果をもとに安全対策を強化しています。

銀行のコンピュータシステム障害によって引き起こされる社会的影響が近年ますます大きくなっていること、IT革新、ネットワークの拡充やパソコンの利用拡大等によりシステムを取り巻くリスクが多様化していること等を踏まえ、各種システム・インフラの二重化や東西コンピュータセンターによる災害対策システムの設置など、システムの安定稼働に万全を期しています。また、お客さまのプライバシー保護や情報漏洩防止のために、重要な情報の暗号化や外部からの不正アクセスを排除する対策を実施するなど最善を尽くしています。さらに、コンティンジェンシープランを作成し、必要に応じ訓練を実施するなど、万一の緊急時に備えているほか、今後も、さまざまな技術の特性や利用形態に応じた万全な安全対策を講じていきます。なお、当行では、システムリスクをリスク資本による管理の対象とし、平成13年度は計量化結果等をベースに、自己資本の一定割合をリスク資本として割当を行っています。